

第 2 回資料

5 議事

- ・義務教育諸学校における令和 8 年度使用教科書の採択に関するについて（諮問写し） 1
- ・義務教育諸学校における令和 8 年度使用教科書の採択に関するについて（答申） 3



教学指第128号

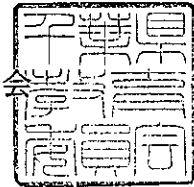
千葉県教科用図書選定審議会 様

義務教育諸学校における令和8年度使用教科用図書の採択に関すること
について（諮問）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項の規定に
より、別紙事項について諮問します。

令和7年4月24日

千葉県教育委員会



義務教育諸学校における令和８年度使用教科用図書の採択に係る諮問事項

義務教育諸学校における令和８年度使用教科用図書の採択に関する事務についての指導、助言又は援助の内容について

- 1 小学校（義務教育学校前期課程を含む。）用教科用図書の採択に関すること。
- 2 中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）用教科用図書の採択に関すること。
- 3 特別支援学校用教科用図書の採択に関すること。
- 4 学校教育法附則第９条の規定による教科用図書の採択に関すること。
- 5 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項に関すること。
- 6 選定に必要な資料に関すること。
- 7 教科用図書採択の公正確保に関すること。
- 8 その他採択業務遂行上で必要な事項に関すること。

義務教育諸学校における令和 8 年度使用教科用図書の採択に関すること
について（答申）

1 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）用教科用図書の採択について

令和 7 年度における小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）用教科用図書の採択については、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 39 号）による改正後の学校教育法（以下「改正学校教育法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書（以下「附則 9 条図書」という。）を使用する場合を除き、基本的に令和 6 年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第 14 条）。

2 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）用教科用図書の採択について

令和 7 年度における中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）用教科用図書の採択については、附則 9 条図書を使用する場合を除き、基本的に令和 6 年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと（無償措置法第 14 条）。

3 特別支援学校用教科用図書の採択について

（1）小学部

令和 7 年度における採択については、附則 9 条図書を除き、令和 6 年度に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないこと（無償措置法第 14 条）。

（2）中学部

令和 7 年度における採択については、附則 9 条図書を除き、令和 6 年度に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないこと（無償措置法第 14 条）。

4 改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択について

（1）附則 9 条図書については、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択できること。

（2）附則 9 条図書の採択に当たっては、採択権者は、千葉県教育委員会の作成した選定資料を生かし、児童・生徒用の教科の主たる教材として教育目標を達成する上で適切な図書を採択すること。

なお、その場合において、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、

以下のアからオまでの事項に、特に留意すること。

ア 一般図書の最大給与数は、特別支援学校においては特別支援学校学習指導要領に示す教科数、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の特別支援学級においては小学校・中学校学習指導要領に示す各学年の教科数を原則とし、各児童生徒に対し過年度も含め未給与の図書であることを確認の上採択を行うこと。

イ 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

ウ 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でないこと。

エ 上学年で使用する図書や採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

オ 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

- (3) 拡大教科書及び点字教科書のうち、ボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

なお、分冊となっている一般図書や拡大教科書、点字教科書については、教科用図書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科用図書と同様の時期に一括して行われるものであること。

- (4) 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択権者において当該図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握するだけでなく、教科書として年間通じての需要に耐えうる十分な在庫量と供給機能を有しているか、発行者が国との契約意向があるかについて、該当発行者に十分に確認した上で採択を行う必要があること。近年、採択権者から発行者への上記の供給確認が不十分であったために、採択・需要数報告後に供給不能が判明する事例が散見されるため、特に留意すること。

なお、令和8年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか再度確認することになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあること。

5 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項について

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえていること。
- (2) 第4期千葉県教育振興基本計画に基づく、県の教育施策に適合していること。
- (3) 採択地区の実情、特に施設、設備が考慮されていること、並びに児童・生徒の生活経験、学習能力等に適合していること。

6 選定に必要な資料について

千葉県教育委員会は、本年度、附則 9 条図書の選定に当たって、次の基本的な観点に立って調査研究を行い、別冊の選定資料を取りまとめた。

なお、この選定資料は、教科用図書採択に当たっての基礎資料である。市町村教育委員会等においては、採択のための具体的な観点を定める等適切に調査研究を行い、採択権者の判断に資するよう一層充実した資料の作成に努めること。

また、調査研究に当たっては、教科用図書が障害その他の特性の有無にかかわらず、児童・生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましい。

内 容	(1) 障害の状態や発達の段階及び特性への配慮 や工夫 (2) 日常生活との関連 (3) 教材の分量 (4) 学習を促す教材の配慮
組織・配列	(1) 系統性 (2) 学習活動上の便宜
表 現	(1) 発達の段階及び特性への配慮 (2) 表記・表現 (3) 意匠（デザイン）
造 本	(1) 素材 (2) 障害の状態への配慮 (3) 扱いやすさ

7 教科用図書採択の公正確保について

(1) 教科用図書選定に係る委員又は調査員等の選任について

教科用図書選定に係る委員又は調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科用図書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科用図書発行者と関係を有する者が教科用図書採択に関与することのないよう留意すること。

(2) 教科書見本の取扱い

教科用図書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については、毎年度文部科学省から教科用図書発行者に通知されており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教員を含む全ての学校関係者その他教科用図書採択に関与し得る全ての者をいう。）に対する献本若しくは貸与は認められていない。

よって、採択関係者から教科用図書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることがないようくれぐれも留意すること。

また、授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。

(3) 過当な宣伝活動等への対処について

ア 教科用図書採択については、教科用図書発行者に限らず、外部からの働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。

教科用図書採択にかかる教育委員会の会議を行うに当たっては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な審議環境の確保に努めること。

イ 教科用図書発行者の過当な宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。その際、域内の学校等と情報提供をはじめ密に連携し、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

過当な宣伝行為、その他外部からの不当な働きかけ等により、教科用図書採択の公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、各採択権者において適切な措置を講ずるとともに、速やかに千葉県教育委員会に報告すること。

(4) 採択権者の判断と責任について

採択教科用図書の決定に当たっては、教職員の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めること。

なお、調査員が作成する資料において、それぞれの教科用図書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科用図書を採択・選定したり、上位の教科用図書の中から採択・選定したりすることとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

(5) その他、教科用図書採択の公正確保の徹底については、令和7年3月27日付け6文科初第2697号「教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)」の内容を十分に踏まえるよう留意すること。

8 その他採択業務遂行上で必要な事項について

(1) 義務教育諸学校において使用される教科用図書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科用図書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。

(2) 義務教育諸学校において使用される教科用図書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科用図書を4年間採択しなければならないとされていること。

- (3) 採択権者においては、無償措置法第15条の規定により、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- (4) 教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕をもって教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えるなど、教科書見本を適切に活用すること。